

4 調査対象とならなかった事例

平成29年度に受け付けた苦情で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（オンブズマン条例第6条）

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(1) 校区自治会長会への指導 校区自治会長会の運営等に問題があり、問題を市が改善しないことに不満がある。

・自身に直接の利害を有していないもの（オンブズマン条例15条第2号）

申立内容について、申立人自身が利害を有していると言えないので、調査の対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(2) 校区自治協議会の規約 校区自治協議会の規約の内容が不当であるにもかかわらず、市は、これを看過して規約を受け取ったことに納得できない。
(3) 校区自治協議会等への助成金 校区自治協議会に対して市が給付金を支給した際、市は、協議会から提出された請求書や添付書類を精査していなかった疑いがあり問題である。

・1年以上経過しているもの（オンブズマン条例15条第3号）

苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(4) 市長への手紙の回答内容 「市長への手紙」を出したが、市から、以前の手紙と同様の内容であり、すでに回答は済んでいるため回答を控えるとの文書が届いた。以前の手紙と今回の手紙は異なる趣旨のものであるため、市は回答すべきである。
(5) バス停の復活と道路整備 定期路線バスの走行ルートが変更になり、バス停が廃止され、公共交通の利用ができなくなった。市は、住民福祉の向上のため、道路整備に投資し、以前のバス運行ルートに戻して、バス停を復活させるべきである。

・ 調査が相当でないもの（オンブズマン条例15条第5号）

苦情申立ての趣旨に係る事実のあった年月日が不明瞭であり、調査の対象になるかどうかの判断ができなかったため、及び、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの、申立人から協力が得られず、趣旨が特定できなかったため、オンブズマンが「調査が相当でない」と判断し、調査対象外となったものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(6) 職員による事業説明 担当課に事業説明を求めた際、職員の発言や対応に納得できない。
(7) 近隣住民からの嫌がらせ行為等 近隣住民からの断続的な嫌がらせ行為に対し、ケースワーカーが解決を図ろうとしないことが不満である。

5 調査を中止した事例

平成29年度に受け付けた苦情で、調査を中止したものは次のとおりです。

・ 調査開始後に調査の必要がなくなったもの（オンブズマン条例17条第1項）

調査開始後に申立人自らが、申立てを取り下げられたものです。

内容・苦情申立ての趣旨
(1) り災証明書の発行 家に戻ってくる意思はあるものの、施設入所中である親族が所有している家が被災した。市は、住んでいないことを理由に、り災証明の発行を拒否したことが納得できない。